様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年1月21日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ゆうげんがいしゃたいぼうかく  一般事業主の氏名又は名称　有限会社大望閣  （ふりがな）ふるたちひろし  （法人の場合）代表者の氏名 　古舘博  住所　〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋１３９９  法人番号　3300002011029  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取組について』 | | 公表日 | 2024年11月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社HP「DXの取り組みについて」  小見出し「DXによって目指す経営ビジョン」  　　　　「DXへの取組について」  　　　　「情報処理技術の活用の方向性」  URL：https://taiboukaku.com/dx\_initiatives/ | | 記載内容抜粋 | 【DXによって目指す経営ビジョン】  「共に紡ぐ、時を超えるおもてなし」を掲げ、伝統を守りつつ革新を続け、地域と共生し、顧客との深い結びつきを大切にします。また、従業員の成長と幸福を追求し、100年企業への歩みを進めます。  【DXへの取組について】  株式会社大望閣は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じて、企業の持続可能な成長と顧客への高品質なサービスを提供します。  【情報処理技術の活用の方向性】  •個人旅行者向けサービスの強化  個人旅行者やご夫婦をターゲットに、静かでゆったりとお過ごしいただけるよう夕食を個室でご提供するなど、サービスをさらに充実させます。  また、昨年よりご利用者様が多くなりましたインバウンドのお客様に対しても、よりきめ細やかな対応に取り組みます。  •リピーターの獲得  高品質なサービスとおもてなしの提供により、お客様の満足度を高めてリピーターを増やしていきます。  ご来館いただいた方々が再度足を運びたくなるよう、継続的なサービス向上に努めます。  •新たな販売チャネルの開発  ふるさと納税や福岡の百貨店、道の駅での商品販売を計画中です。  地域資源を活用し、より多くのお客様に私たちの魅力をお届けできるよう活動を広げてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページへの記載内容は、取締役会にて決議された内容に基づき作成され、公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取組について』 | | 公表日 | 2024年11月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社HP「DXの取り組みについて」  小見出し「DXに向けた経営戦略」  URL：https://taiboukaku.com/dx\_initiatives/ | | 記載内容抜粋 | 以下の取組により、最新のデジタル技術を活用してお客様対応の質を高め、業務効率を向上させています。   1. **AIチャットボットによるデータ収集・分析** お客様から寄せられるお問い合わせをAIで分析し、よくある質問や問題点を抽出。スタッフの負荷を軽減しながら、迅速かつ的確なご案内を実現します。 2. **予約・管理システムを核とした情報の一元化** 予約システムや会計システム、サイトコントローラーなどを導入し、予約情報や会計データをリアルタイムで管理。スタッフの作業効率が向上し、正確な在庫管理や売上分析にも役立ちます。 3. **キャッシュレス決済データの活用** カードやPAYPAYなどの決済データを分析し、時間帯や曜日ごとの利用傾向を把握。売上の予測精度を高め、効果的なマーケティング施策を検討できます。 4. **ワーケーション向けデータインフラ** 全館Wi-Fiを整備し、滞在者の回線利用状況やアクセス状況を分析。サービス品質向上や将来的な施設拡張に必要なデータを蓄積します。 5. **ビジュアルデータによる顧客満足度向上** 自社HPに360°ビューを導入し、お客様の興味を持つポイントを分析。施設の魅力をわかりやすく伝え、来館前の不安を解消し、予約率向上へつなげます。 6. **クラウド環境でのデータ保全** 顧客名簿や予約管理データをクラウドに保存し、災害や停電時にもスムーズにアクセス可能。バックアップ体制も整えており、安心してご利用いただけます。 7. **デジタル集客データの連携・分析** HPやOTA、SNSなど複数の媒体から得られる集客データを一元管理。地域の観光情報も含めて予約動向を総合的に分析し、より効果的なマーケティングと広告展開を実現します。   これらの取り組みを通じて、データを最大限に活用し、お客様満足度の向上とスタッフの業務効率化を目指しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページへの記載内容は、取締役会にて決議された内容に基づき作成され、公表しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社HP「DXの取り組みについて」 小見出し「DX推進体制」  URL：https://taiboukaku.com/dx\_initiatives/ | | 記載内容抜粋 | * 総括責任者の設置: 実務執行総括責任者を設置。 * 専門チームの編成: DX推進チームを編成。 * 評価とフィードバック: 定期的なミーティングと社員評価システムの導入。 * 教育・研修プログラムの実施：全社員を対象にデジタルスキル向上のための教育プログラムを実施。 * 人材確保の方針：デジタルスキルを持つ人材の重視 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社HP「DXの取り組みについて」 小見出し「環境整備の具体的方策」  URL：https://taiboukaku.com/dx\_initiatives/ | | 記載内容抜粋 | * 最新のITシステム導入: AIチャットボット、予約システム、会計システム、キャッシュレス決済など。 * データ保存のクラウド化: クラウド技術の導入。 * 多言語対応: 5か国語対応のHPリニューアル。 * 情報セキュリティ強化: SECURITY ACTION制度に基づく二つ星宣言。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 自社HP「DXの取り組みについて」 | | 公表日 | 2024年11月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社HP「DXの取り組みについて」  小見出し「DX戦略達成指標」  URL：https://taiboukaku.com/dx\_initiatives/ | | 記載内容抜粋 | 1. 予約率の向上 2. お客様単価の向上 3. SNSフォロワー数の向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月8日 | | 発信方法 | 自社HP「DXの取り組みについて」  小見出し「DX推進に向けてのメッセージ」  URL：https://taiboukaku.com/dx\_initiatives/ | | 発信内容 | 「当社のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進における課題、進捗状況、今後の方向性についてご報告いたします。社員が最大限の力を発揮できる環境を整え、顧客へ真の価値あるサービスを提供します。」  【今後の進捗状況と方向性】  現在の進捗については具体的な情報を提供し続けます。課題に対する取り組みは常に続けております。  ・情報発信を継続：戦略の進捗や成果について、随時皆様に情報提供していきます。  ・柔軟な対応：日々変わる課題に対して、適時適切な対応を心掛けます。  ・価値の最大化：社員が最大限の力を発揮できる環境を整え、顧客には真に価値あるサービスを提供してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～継続中 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のＤＸ成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～継続中 | | 実施内容 | SECURITY　ACTION制度に基づき、自己宣言を行い、「二つ星」宣言しております。  （手続き完了日：2024年7月30日） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。